

政令第 号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第十七条の四第二項」を「第十七条の五第二項」に、「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改める。

第十三条第二項第一号中「第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに第十七条の十二第二項」を「第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項並びに第十七条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第十七条の七及び第十七条の十」を「第十七条の八及び第十七条の十一」に改め、同項第三号中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に改める。

附 則

この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規

定の施行の日（平成二十二年八月十日）から施行する。

理由

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要があるからである。